

# 平成 27 年度 事業 計 画

## 1. 基本方針について

- ① 本県の教職員の総合的な福祉団体として、会員の福利厚生の上昇と本県教育文化の振興、及びその目的達成に必要な事業の適正な運営に努めます。
- ② 一般財団法人移行に伴って整備された、機関設計、定款、内部規程等を遵守し、財団の適切な運営に努めます。
- ③ 互助団体を取り巻く厳しい経済・社会情勢を的確に把握し組織・財政及び事業に関わる諸課題の克服に努めます。

## 2. 事業計画について

- ① 事業検討委員会に課題の長期的見直しなど（答申）を求め、それを踏まえるなかで適切に事業を進めます。
- ② 財政状況を勘案する中、会員の福利厚生事業の充実を図るように努めます。
- ③ 各地区の事業を支援すると共に、地区と連携し会員の拡大（新採用者の全員加入、未加入者の加入促進、退職者への退互部加入）に努めます。
- ④ 県教委より受託した健康管理推進事業、元気回復事業は、会員の希望を踏まえ効果的な事業展開に努めます。
- ⑤ 公認会計士、顧問税理士に指導、助言を求めながら、安定的、継続的財政基盤の確立を目指します。

## 3. 予算編成の方針について

- ① 県からの補助金が打ち切られる一方、教職員数減や給与・手当の見直しが行われるなど、厳しい状況を踏まえ、適正な事業経営と健全な財務体制を維持し、引き続き諸経費等の節減に努めます。
- ② 「公益法人会計基準」に基づいた財務諸表を編成します。
- ③ 会員の掛金は、現行どおり給料月額×1/100とし、その内20%を一般会計事業費に充て、80%を退職生業資金支払準備金とします。

### （1）現職会員事業

#### ① 教育文化事業

教育文化事業を実施すると共に、各地区にも事業助成金を支出します。

#### ② 会員医療見舞金（会員に対する医療給付）

会員が医療機関で受診したとき法定医療費から公立学校共済組合負担額を控除した額から2,000円と100円未満の端数を控除した額を上限6,000円の範囲内で給付します。

#### ③ 療養見舞金

会員が引き続き30日以上傷病のため休職発令を受け療養している場合

無給休職療養で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付が終了したとき

→ 50,000円

有給休職及び無給休職期間で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付を受けて

いるとき → 10,000円

#### ④ 会員入院療養見舞金

会員が5日以上入院したとき 1日につき700円を給付します。

#### ⑤ 災害見舞金（災害をうけたとき）

会員が風水害、火災等で、住居家屋が被災したとき

全壊又は全焼した場合 → 200,000円以内

半壊又は半焼した場合	→	100,000円以内
1/3の場合	→	50,000円以内
1/3～1/5の場合	→	30,000円以内
一般見舞金	→	10,000円以内

⑥ 死亡弔慰金

本人	→	200,000円
配偶者	→	50,000円
扶養家族	→	10,000円

⑦ 出産見舞金

会員及び会員の配偶者が出産したとき10,000円

⑧ 入学祝金

会員の子どもが小学校に入学したとき5,000円

⑨ 卒業祝金

会員の子どもが中学校を卒業したとき5,000円

⑩ 結婚祝金

会員が結婚したとき30,000円

⑪ 介護・看護手当金

会員が介護・看護休暇を取得したとき、各々3ヵ月を限度に給料日額の40/100を給付します。

⑫ 退職生業資金

会員が退職した時、規程に基づき給付します。

⑬ 永年加入無給付者給付金

互助組合加入20年以上、年齢45歳以上で医療見舞金、入院見舞金以外の給付を受けていない会員に15,000円を給付します。(但し会員期間1回限り)

⑭ 会員のための福利厚生事業

放送大学履修補助、健康相談事業、法律相談事業、地区厚生事業助成金

## (2) 退職会員事業

① 療養補助金

★70歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、支払った医療費から2,000円(公立学校共済組合の任意継続者は、共済組合からの給付額を控除した額から2,000円控除)を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき30,000円を限度とし、同一年度の給付合計は、100,000円を限度とする。

★70歳以上83歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の1割から1,000円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき10,000円を限度とし、同一年度の給付合計は40,000円を限度とする。

② 入院見舞金

70歳以上の会員が、連続して21日以上入院し、受診治療を受けたとき10,000円を給付(同一年度1回とする)

③ 療養補助金無給者祝金

入会から10年間療養補助金を受けなかった会員に2万円を給付(1回限り)

④ 死亡弔慰金

会員が死亡したときには、10,000円(世話人さんに香料としてお届けいただく)

⑤ 長寿祝品

会員に古希・喜寿・米寿・白寿の祝品を送付する。

⑥ 退会金について

会員が死亡又は、83歳以上で退会したとき、入会金と同額を給付する。

- ⑦ 人間ドック補助金  
入会3年目、6年目、9年目の会員 20,000円を限度に補助
- ⑧ お世話料（世話人）  
世話人に1人2,000円
- ⑨ 地区福祉・厚生・文化事業助成金  
各地区に事業助成金として、会員数×1,000円+世話人×1,000円
- ⑩ 互助だより発行とスケジュール手帳  
互助だより退互部編は、年3回発行し、26年版スケジュール手帳を作成します。

### （3）団体契約・斡旋事業

- ① 明治安田生命保険相互会社・・・互助団体生命共済
- ② 明治安田損害保険株式会社・・・傷害プラン・長期療養プラン他
- ③ 東京海上日動火災保険株式会社・・・所得補償保険・医療保険
- ④ 山交外商部・・・ガン保険
- ⑤ トム商会・・・コサージュの斡旋
- ⑥ （株）セルメスタ・・・医薬品の斡旋
- ⑦ （株）リョーウン・・・ギフト商品

### （4）受託事業

- ・山梨県教育委員会受託（教職員元気回復事業、教職員健康管理推進事業）
- ・（公財）日本教育公務員弘済会山梨支部
- ・教職員共済生活協同組合山梨県事業所
- ・株式会社山梨教弘
- ・株式会社山梨教互

### ※特約店割引（会員証の提示で、一定の割引を受けられる業者一覧）

- |          |  |   |        |
|----------|--|---|--------|
| ・映画館     | シアターセントラルBe館1・2  | } | いずれも県内 |
| ・めがね店    | メガネトップ（眼鏡市場）<br>メガネスーパー<br>和真  |   |        |
| ・旅行代理店   | JTB<br>近畿日本ツーリスト<br>トップツアー<br>日本旅行<br>富士急トラベル                              |   |        |
| ・自動車免許取得 | 湯村自動車学校<br>長坂自動車教習所  |   |        |
| ・宿泊施設等   | 富士屋ホテル、湯本富士屋ホテル、箱根ホテル、富士ビューホテル<br>甲府富士屋ホテル、フルーツパーク富士屋ホテル<br>富士屋ホテル仙石ゴルフコース |   |        |
| ・娯楽施設    | シダックス  |   |        |
| ・引越業者    | 引越のサカイ<br>日通   |   |        |

# 平成 27 年度 予算編成にあたって

## 基本事項

- ①補助金カットや給与改定などによる厳しい状況を踏まえると共に、第10次事業検討委員会の答申を受け、適正な事業経営と健全な財務体制を維持し、諸経費等の節減に努めます。
- ②「新公益法人会計基準」に基づいた予算を編成します。
- ③会員の掛金は現行どおり、給料の月額 $\frac{1}{100}$ （1%）とし、その内、20%を一般会計事業費、80%を退職生業資金準備金と区分して運用します。

## 具体的事項

- ① 会員数は、月平均4,916人を見込みます。
- ② 月掛金は、給料（含調整額） $\times \frac{1}{100}$ とし、納入人数は、平均4,700人1人平均月額3,800円を見込みます。
- ③ 退互部加入掛金は、84万円（前年度と同額）とし、150名の加入を見込みます。
- ④ 人件費を含む管理費は、共通費分担によることとして、一般会計、収益会計、受託事業会計（元気回復・健康管理）で、業務内容、使用、利用頻度による按分表に応じて支出します。
- ⑤ 貸付限度額の増額に伴い、貸倒引当金をもうけます。
- ⑥ 県教委受託事業の性格を明確にするために受託会計内を元気回復事業と健康管理推進事業に区分します